

資料No.3

江田島市公共交通協議会
平成26年11月25日

中町／宇品航路の指定管理者の募集について

1 趣旨

海上交通を確保することで市民福祉及び地域振興に寄与するとともに、民間のノウハウやアイデアを生かした経営の合理化や効率化、サービスの向上などを図るため、これまで市営で運航してきた中町／宇品航路の指定管理者を広く公募する。

2 指定管理者が行う業務の内容

- ・ 定期航路（中町／宇品航路）等に関する業務
- ・ 旅客船の維持および管理に関する業務
- ・ 旅客船の利用の許可に関する業務
- ・ 旅客船の運賃徴収に関する業務 等

※他に指定管理者の費用により実施する自主事業について提案することが可能

3 指定期間

平成27年10月1日から平成32年9月30日まで（5年間）

※指定管理者制度への移行時期を、当初より半年間延長する

（移行時期を延長した理由）

- ・ 専門機関による支援を受け、市、受託事業者相互にとって、適切な運営条件を設定するための検討期間を確保するため。
- ・ 民間のノウハウを生かしたより良い提案内容による応募を可能とすべく、指定管理者の公募期間を十分に確保するため。
- ・ 勤務労働条件に大きな変更を伴う職員の処遇について、丁寧かつ適切に対応するため。

4 応募資格

- ・ 団体であること
- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定等に該当しない者であること
- ・ 本航路の運航を遂行する能力があること
- ・ 船員の確保と雇用に配慮できること
- ※雇用に当たっては市民の雇用に配慮すること
- ・ 本航路の利用促進を図ること 等

5 運行日、料金等

(1) 運行日

- ・公募開始時の便数を確保すること
- ・午前7時台の便について、250人以上の輸送能力を確保すること 等

(2) 利用料金

- ・現在の運賃の範囲内とすること 等

6 公募方法

市ホームページ、市掲示板、窓口（本庁、各支所及び市民サービスセンター）及び関係団体（日本、中国、広島県の各旅客船協会）へ募集要項を掲載・配布等

7 応募期間

平成26年11月7日～平成27年1月5日

8 指定管理者選定委員会について

指定管理者選定委員会において、指定管理者候補者として最も適切な団体を公平かつ適正に選定する。

○委員構成（調整中）

区 分	人 数	内 訳
内部委員	3名	副市長，教育長，施設管理担当部長
外部委員	5名	交通事業専門家2名，公認会計士1名，学識経験者1名， 関係行政機関1名

9 今後の予定

日 付	項 目
平成27年1月19日	応募者からのヒアリング・プレゼンテーション
平成27年1月下旬	指定管理者の候補者の選定・結果通知
平成27年2月定例会	江田島市議会の議決
平成27年3月	指定管理者の指定および協定の締結

10 その他

応募団体の名称や選定方法、選定結果等については、指定管理者の選定後に公表する。